

2026

課外活動手続きマニュアル ver.2

Extra-curricular activities Procedures Manual

はじめに	P. 1
1. 活動する上で必要な手続き・申請書類一覧	P. 2
2. 団体の運営に必要な諸手続き	P. 3
3. 学内での活動に必要な諸手続き	P. 5
4. 学外での活動に必要な諸手続き	P. 9
5. 課外活動中の事故・トラブルの防止	P.11
6. 学生の保険	P.13
7. 課外活動の広報	P.17
8. 後援会の補助制度	P.18
9. 課外活動に対する顕彰制度	P.20
10. 部室配置図	P.21
11. 課外活動団体会則及び各種規程・内規・申合せ	P.24

問い合わせ先	
課外活動全般に関すること	tcu-club@tcu.ac.jp
後援会補助制度に関すること	kouenkai@tcu.ac.jp

はじめに

本冊子は、東京都市大学の皆さんが公認団体の一員として活動する上で必要な手続きや注意事項について記載しています。団体責任者に限らず、部員全員が本冊子を熟読した上で課外活動に臨んでください。また、顧問にも本冊子をお渡しして、情報を共有するようにしてください。

表 1 大学行事、課外活動に関する手続き・研修・連絡会、学生団体主催のイベント スケジュール

	大学行事	課外活動に関する 手続き・研修・連絡会	学生団体主催のイベント
4月	- 入学式 - オリエンテーション - 健康診断 - フレッシューズキャンプ	- 春の連絡会 (団体責任者・会計担当者向け) - 団体継続に必要な書類の提出 - 通年会計報告 (前年度4月～3月分)	- スプリングフェスティバル - 音楽フェスティバル
5月	体育祭	救命講習会 (世田谷キャンパス・横浜キャンパス)	
6月	- 前期前半末試験 - 学生と大学との懇談会 (世田谷キャンパス)	- 部室点検(世田谷キャンパス) - 第1回課外活動に対する補助申請 - 第1回活動費申請 (文・体・学・同 傘下団体向け)	スポットライト
7月	前期末試験		都市大フェスタ
8月	夏期休業		サマーキャンプ
9月	- 横浜祭 - 後期オリエンテーション	第2回活動費申請 (文・体・学・同 傘下団体向け)	- オータムフェスティバル - TCU ラリー
10月	学生と大学との懇談会 (横浜キャンパス)	- 第2回課外活動に対する補助申請 - 秋の連絡会 (団体責任者・会計担当者向け) - 団体継続に必要な書類の提出 - 部室点検(横浜キャンパス) - 上半期会計報告 (当年度4月～9月分)	バンドフェスティバル
11月	- 後期前半末試験 - 世田谷祭	- 第3回活動費申請 (文・体・学・同 傘下団体向け) - リーダーズ研修会 (団体責任者・会計・役員向け) - 第3回課外活動に対する補助申請	
12月	冬季休業	リーダーズ研修会 (団体責任者・役員向け)	- YC チャリティーフェス - 都市大フェスタ
1月	学年末試験	学団連新旧役員懇談会	
2月	入学試験	第4回活動費申請 (文・体・学・同 傘下団体向け)	スプリングキャンプ
3月	学位授与式		

1. 活動する上で必要な手続き・申請書類一覧

本学の公認団体として活動するためには大学への届け出が必須です。手書きで申請書類を作成する場合は消せないボールペンなどを使用して丁寧に書いてください。課外活動を行う上で必要な手続きは下表のとおりです。3 ページ以降の留意事項をよく読み、正しい手続きを行ってください。各種書類は学生支援課もしくはポータルサイトに配布しています。提出先は原則として学生支援課ですが、本冊子の内容を十分に確認した上で適切な方法にて申請してください。

表 2 代表的な申請内容例と提出が必要な書類一覧

No.	申請内容	提出が必要な書類	説明ページ
1	団体を結成し、大学の公認を受けたい	① 団体結成許可願 ② 団体部員名簿 ③ 団体会則 ④ 年間活動計画書 ⑤ 活動実績を証明する書類	3 ページ
2	団体の公認の継続申請を行いたい	① 団体部員名簿（課外活動一覧表） ② 学内緊急連絡網 ③ 部室使用申請書	3 ページ
3	団体の顧問を変更したい	顧問変更届	3 ページ
4	学内/学外指導者の登録申請を行いたい	① 学内指導者登録申請書 ② 学外技術指導者登録申請書	4 ページ
5	団体の役員を登録・変更したい	① 団体部員名簿（課外活動一覧表） ② 役員交代届	4 ページ
6	団体の名称を変更したい	団体名称変更届	4 ページ
7	団体を休部・解散させたい	① 団体休部許可願 ② 団体解散許可願	4 ページ
8	学内の施設を使用して、集会や練習、各種イベントを行いたい	学内施設使用許可願	5～7 ページ
9	学外の施設を利用して、集会や練習、各種イベントを行いたい	合宿・学外集会・試合届	9 ページ
10	試合や大会に出場したい	合宿・学外集会・試合届	9 ページ
11	協会や連盟等の主催する試合やイベントに参加するため、授業の欠席を申告したい	① 欠席届 ② 公式試合・行事参加証明書	9 ページ
12	学外で宿泊を伴う活動（合宿・旅行など）を行いたい	① 合宿・学外集会・試合届 ② 実施計画書	9 ページ

2. 団体の運営に必要な諸手続き

(1) 団体の結成・公認

東京都市大学では、本学所定の様式を用いて申請手続きを行うことで、団体の結成・公認について審査を受けることができます。その結果により、本学の公認団体として学内外で活動を行うことを許可します。

学生団体の結成と公認に係る申請は、随時受け付けています。審査を希望する場合は以下の条件を確認した上で学生支援課に相談し、必要書類を提出してください。なお、学生団体として相応しくないと思われる活動や政治・宗教活動を目的とする活動は認められません。また、既存の公認団体と目的や活動内容が著しく重複する場合には、公認団体として承認されない場合があります。

▶ 公認団体として承認されるための条件

- ① 課外活動を目的とする ② 顧問として本学の専任教職員を置く ③ 本学在籍の学生のみで構成する
- ④ 複数学科・学年の学生 10 名以上で構成する ⑤ 6ヶ月以上かつ月2回以上の活動実績がある

▶ 学生団体の結成・公認の申請に必要な書類

- ① 団体結成許可願 ② 団体部員名簿 ③ 団体会則（書式自由）
- ④ 年間活動計画書（自由書式） ⑤ 活動実績を証明する書類（自由書式）

(2) 団体の継続

本学の公認団体は、大学から求められた書類を期日までに提出する義務があります。大学が発信する案内を定期的に確認し、書類の提出を求められた場合は期日までに必ず提出すること。

公認団体としての活動を継続することを希望する団体は、定められた期日までに以下の書類を必ず提出すること。定められた期日までに必要書類を提出しなかった団体については、本学の公認を取り消す場合があります。

▶ 団体の公認に係る継続申請に必要な書類

- ① 団体部員名簿（課外活動一覧表） ② 学内緊急連絡網 ③ 部室使用申請書*

※部室の使用が許可された団体のみ

(3) 顧問の設置、変更

本学では、課外活動団体を結成・運営するにあたっては本学の専任教職員 1 名を顧問として置き、団体の運営について適切な指導と助言を受ける必要があります。活動への帯同は必須ではありませんが、緊急事態が発生した際に顧問と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

顧問の任期は原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間です。任期満了後、学生団体から「顧問変更届」または顧問から「辞任願」が提出されない場合には、顧問の職を継続することとなります。

顧問の変更を希望する団体は、現顧問と協議の上で本学の専任教職員に後任の顧問を依頼し、了承を得ること。了承を得られた場合は所定の「顧問変更届」に必要事項を記入の上、所属キャンパスの学生支援課に速やか提出すること。なお、任期中に顧問が変更する場合、後任者の任期は前任者の残任期間です。また、顧問が 1 か月以上の長期出張、疾病などのやむを得ない事由によって団体の指導や助言が困難な場合には、速やかに学生部に申し出ること。

(4) 学内指導者・学外指導者の設置

本学では、団体の活動を適切に指導する上で必要と認められる場合に限り、本学の専任教職員を団体の学内指導者として置くことができます。希望する団体は顧問と相談した上で学生支援課に申し出ること。申し出の内容を確認したのち、「学内指導者登録申請書」をお渡しします。

また、特殊団体及び文化団体連合会・体育会の傘下団体については、団体の活動を適切に指導する上で必要と認められる場合に限り、学外の方を団体の学外指導者として置くことができます。学外指導者の登録については定期的に案内しています。希望する団体は顧問と相談した上で定められた期日までに「学外技術指導者登録申請書」を提出すること。なお、条件を満たす場合には、学生団体が学外指導者へ支払った技術指導費に対する補助を申請することができます。別途確認すること。

(5) 団体の役員

本学の公認団体は、団体の運営を円滑に行うために、所属学生から「団体責任者」「団体副責任者」「会計」等の役員を選出する必要があります。役員は顧問や学内/学外指導者との連絡調整や所属する全部員の活動を取りまとめて部内の連携を図るほか、安全に活動を行うために活動計画を策定し、その内容に則って活動する必要があります。活動に際しては必要書類を期日までに必ず提出すること。また、大学や上部団体からの連絡事項の周知を徹底すること。

役員の任期は、原則として1年間です。どの学生がどの役職に該当するのかについては、春の連絡会、秋の連絡会の際に配布される「課外活動一覧表」(団体部員名簿)に記載すること。また、任期中に役員が交代する場合には、所定の「役員交代届」に必要事項を記入の上、所属キャンパスの学生支援課に速やかに提出すること。

(6) 団体の名称変更

本学の公認団体は、特段の事情がない限り団体の名称を変更することは認められません。やむを得ない事由により団体の名称の変更を希望する場合には、事前に顧問に相談した上で所定の「団体名称変更届」に必要事項を記入し、所属キャンパスの学生支援課に速やかに提出すること。

(7) 団体の休部・解散・廃部

やむを得ない事由によって団体としての活動を継続することができない場合には、事前に顧問に相談した上で所定の「団体休部許可願」に必要事項を記入し、所属キャンパスの学生支援課に速やかに提出すること。休部が許可された団体は、「団体休部許可願」の決裁日から原則2年間、休部団体として取り扱われ、休部期間満了後も活動再開の見込みがない場合には、当該団体を解散団体として取り扱います。

なお、特段の事情により、休部期間満了より前に団体の解散を希望する場合には、事前に顧問に相談した上で所定の「団体解散許可願」に必要事項を記入し、所属キャンパスの学生支援課に速やかに提出すること。

また、本学の秩序を乱した場合や名誉を著しく傷つけた場合、長期に渡って団体としての活動実態が把握できない場合には、学生部委員会に諮り、当該団体を廃部とする場合があります。

休部、解散および廃部に伴う各団体の資産の取り扱い等は、規程や申合せを確認すること。

3. 学内での活動に必要な諸手続き

学内施設を使用した活動を希望する団体は、以下の注意事項を確認した上で所定の「学内施設使用許可願」に必要事項を記入し、7営業日前までに学生支援課に提出すること。特に、活動内容については具体的に記入の上、申請すること。活動内容が不明確な場合、施設使用を不許可とする場合があります。また、事前の届け出がなく活動を行った団体には厳正に対処します。

（１）学内施設使用可能時間（音楽活動以外）

学内施設（部室等も含む）の使用時間は下表を厳守すること。なお、別途キャンパスごとの指示がある場合にはそれに従うこと。

日曜日・祝日は学内施設を外部団体へ貸出していることがあるため、学内施設の使用を希望する場合は早急に学生支援課に相談すること（使用可能時間 9：00～17：00 まで）。なお、横浜キャンパスでは、体育施設、部室等に限って、日曜日・祝日の学内施設使用の申請を受け付けます。2・3・4 号館については、原則、学内施設使用の申請を受け付けいたしません。

表 3 キャンパス・曜日ごとの学内施設使用可能時間一覧（音楽活動以外）

	曜 日	世田谷キャンパス	横 浜キャンパス
授業期間 (※)	月・火・木・金	17：20～20：00	17：20～20：00
	水	13：00～20：00	13：00～20：00
	土（体育施設以外）	13：00～20：00	9：00～20：00
	土（体育施設）	9：00～20：00	
授業期間以外	月～土	9：00～17：00	9：00～17：00

(※) 前期授業開始日～前期末試験終了日、後期授業開始日～学年末試験終了日

（２）学内施設使用可能時間（音楽活動）

音楽活動（＝音出し）を目的とした学内施設（部室等も含む）の使用時間は下表を厳守すること。大学へ苦情が寄せられた場合は、即活動を中止すること。なお、日曜日・祝日の音出しは禁止です。

表 4 キャンパス・曜日ごとの学内施設使用可能時間一覧（音楽活動）

	曜 日	世田谷キャンパス	横 浜キャンパス
授業期間 (※)	月・火・木・金	17：20～19：30	学生支援課まで 問い合わせること
	水	13：00～19：30	
	土	13：00～19：30	
授業期間以外	月～土	12：00～16：30	

(※) 前期授業開始日～前期末試験終了日、後期授業開始日～学年末試験終了日

（３）学生団体主催のイベントに際しての学内施設使用申請方法

学生団体が主催するイベント時の施設使用の時間や場所については、別途定められている場合があります。主催団体に必ず確認すること。

(4) 学内施設使用禁止日

2026 年度の学内施設使用禁止日は以下の通りです。下記以外で使用不可となる場合は別途案内します。

表 5 2026 年度の学内施設使用禁止日一覧

日 程	理 由
4 月 2 日 (木)	入学式
5 月 8 日 (金)、9 日 (土)	体育祭
8 月 10 日 (月)～20 日 (木)	夏期休業（事務室閉室期間）
9 月 12 日 (土)、13 日 (日)	横浜祭
10 月 3 日 (土)、24 日 (土)、11 月 21 日 (土)、12 月 5 日 (土) ※入試の実施状況により世田谷キャンパスでも使用不可施設が発生する場合があります。 大学からの連絡をよく確認するようにしてください。	入学試験（横浜キャンパスのみ）
10 月 31 日 (土)、11 月 1 日 (日)	世田谷祭
12 月 26 日 (土) ～ 1 月 6 日 (水)	冬期休業
1 月 16 日 (土)、17 日 (日)	大学入学共通テスト
2 月 1 日 (月) ～ 4 日 (木)、20 日 (土)、3 月 4 日 (木)	入学試験
3 月 19 日 (金)	学位授与式

(5) キャンパスごとの学内施設使用申請方法

表 6 世田谷キャンパスの学内施設使用申請方法

使用施設	申請方法など
○一般教室など (体育施設以外)	・「学内施設使用許可願」に必要事項を記入し以下のどれかの方法で、学生支援課に提出すること。 ① 顧問が確認・捺印した紙媒体の許可願・届出を、学生支援課窓口に出す。 ② 電子媒体の許可願・届出を、顧問が課外活動担当宛（tcu-club@tcu.ac.jp）へ顧問がメールにて提出する。 ③ 電子媒体の許可願・届出を、顧問を同報（Cc として）の上、学生が課外活動担当宛（tcu-club@tcu.ac.jp）へメールにて提出する。 ▼特殊団体・文化団体連合会傘下団体の場合・・・ 優先的に予約できる教室が割り当てられていますが、各月 20 日までに翌月分の予約を完了させること。 (20 日が事務取扱しない日であった場合は、その前日までに) 21 日以降は全課外活動団体からの予約を受け付けることとします。 <注意>・学内施設使用許可願を提出し、許可が下りていない場合は、教室を使用することはできません。 ・学内施設を継続的に使用する場合は、1 ヶ月単位で学内施設使用許可願を提出すること。
○体育施設 9 号館体育館	①体育施設を課外活動で使用している団体は、翌月分の申請を早めに体育会本部に提出すること。

II 体育施設 (武道系団体向け) 9号館卓球場 18号館テニスコート グラウンド	②体育会本部において調整後、本部から前月の20日に学生支援課へ一括申請されます。 ＜注意＞・日曜日のグラウンドは地域貢献のため、外部への貸出しが多いことから、使用を希望する場合、まず総務課において手続きを済ませること。手続き完了後、通常、課外活動でグラウンドを使用している団体は、体育館本部へ連絡すること。 ・通常、体育施設を使用していない団体が使用する場合および、一括申請に間に合わなかった分は、一般教室などの施設使用申請の方法に準じて、「学内施設使用許可願」を速やかに学生支援課へ提出すること。
○18号館第1・2会議室 ○18号館多目的ホール	・18号館第1・2会議室は、主に音楽団体が練習に使用しており、文化団体連合会において調整した後、前月20日に学生支援課へ一括申請されます。 ・これらの施設の使用を希望する団体は文化団体連合会の主催する調整会議に出席し、翌月分の使用日の調整を受けること。

表7 横浜キャンパスの学内施設使用申請方法

使用施設	申請方法など
○一般教室など (体育施設以外)	・「学内施設使用許可願」に必要事項を記入し、以下のどれかの方法で学生支援課に提出すること。 ① 顧問が確認・捺印した紙媒体の許可願・届出を、学生支援課窓口に出す。 ② 電子媒体の許可願・届出を、顧問が課外活動担当宛（tcu-club@tcu.ac.jp）へ顧問がメールにて提出する。 ③ 電子媒体の許可願・届出を、顧問を同報（Ccとして）の上、学生が課外活動担当宛（tcu-club@tcu.ac.jp）へメールにて提出する。 ・学内施設を継続的に使用する場合には、1枚の「学内施設使用許可願」に1か月分の活動申請をまとめて記載すること。
○体育施設 体育館アリーナ (ステージ側/出入口側) 体育館ステージ トレーニングルーム テニスコート フットサルコート	・学生団体連合会横浜分室が各団体の使用希望を受け付け（通常第2木曜日の定例会開催日）、横浜分室が調整を行います。体育施設の使用を希望する団体は、必ず分室定例会に出席すること。 ・各団体は調整結果をもとに、「学内施設使用許可願」に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で学生支援課に提出すること。 ① 顧問が確認・捺印した紙媒体の許可願・届出を、学生支援課窓口に出す。 ② 電子媒体の許可願・届出を、顧問が課外活動担当宛（tcu-club@tcu.ac.jp）へ顧問がメールにて提出する。 ③ 電子媒体の許可願・届出を、顧問を同報（Ccとして）の上、学生が課外活動担当宛（tcu-club@tcu.ac.jp）へメールにて提出する。

(6) 学内での懇親会

●世田谷キャンパス

学生食堂・カフェ SORA・ラウンジオークで行うことができます。使用を希望する場合は、以下の予約場所に利用可能か確認のうえ、学内施設使用許可願を申請窓口に提出すること。原則、顧問の出席が必要です。

表8 世田谷キャンパスの懇親会使用可能施設一覧

場 所	曜 日	時 間	申請窓口
学生食堂（9号館1階） カフェ SORA（9号館中2階）	月～金	18：00～20：00	学生支援課 （1号館1階）
	土	15：00～20：00	
	授業のない日	9：00～17：00	
ラウンジオーク（1号館4階）	月～金	17：00～20：00	総務課 （1号館4階）
	土	14：00～20：00	
	授業のない日	10：00～20：00	

●横浜キャンパス

学生食堂・学生ホールが使用できます。使用を希望する場合は、学生支援課へ問い合わせること。原則、顧問の出席が必要です。

(7) シャトルバスの利用

本学では、世田谷・横浜キャンパス間を結ぶ交通手段としてシャトルバスが運行しています。本学の学生及び教職員は、乗車前に乗車登録フォーム（右図）より必要事項を登録し、乗車の際に運転手に登録完了画面を提示することで、シャトルバスに無料で乗車することが可能です。他キャンパス等で実施する課外活動に参加する際には、積極的にシャトルバスをご利用ください（土・日・祝日は運休）。

なお、スマートフォン等を所持しておらず、乗車登録フォームにアクセスができない場合には、学生支援課に申し出てください。シャトルバスの利用券を配布いたします。乗車の際、乗務員にお渡しください。



図 1 乗車登録フォーム

表9 シャトルバス時刻表（2026年4月 改定）

世田谷キャンパス 発	横浜 着（約30分）	横浜キャンパス 発	世田谷 着（約30分）
	13：00 → 13：30		13：00 → 13：30
	14：00 → 14：30※		13：10 → 13：40※
	15：40 → 16：10		15：40 → 16：10
	16：40 → 17：10		16：40 → 17：10
	17：30 → 18：00		17：30 → 18：00

※水曜日のみ

※水曜日のみ

4. 学外での活動に必要な諸手続き

学外施設を使用した活動を希望する団体は、「合宿・学外集会・試合届」に必要事項を記入し、7営業日前までに学生支援課に提出すること。事前の届け出なく活動を行った団体には厳正に対処します。

（１）「合宿・学外集会・試合届」の提出方法

「合宿・学外集会・試合届」に必要事項を記入し、顧問の承認印を受け、以下のいずれかの方法で学生支援課に提出すること。

- ① 顧問が確認・捺印した紙媒体の許可願・届出を、学生支援課窓口に出す。
- ② 電子媒体の許可願・届出を、顧問が課外活動担当宛（tcu-club@tcu.ac.jp）へ顧問がメールにて提出する。
- ③ 電子媒体の許可願・届出を、顧問を同報（Ccとして）の上、学生が課外活動担当宛（tcu-club@tcu.ac.jp）へメールにて提出する。

※1 公式試合やイベントへ参加する場合には、別途、主催者が発信する大会開催要項やイベント開催要項等を必ず添付すること。

※2 合宿・学外集会・試合のいずれの場合でも口に✓が付されていない場合、宿泊・飲酒を伴う活動は不可。

※3 上記③の方法にて大学へ届け出る場合、宿泊・飲酒の有無について、事前に顧問に説明し、了承を得た上で、チェックボックスに✓マークを入れること

（２）宿泊を伴わない学外での活動（練習、イベント、懇親会など）

学外施設を使用して、宿泊を伴わない団体の活動（練習・演奏会・展示会・懇親会など）を実施する場合には、「合宿・学外集会・試合届」の「学外集会」のチェックボックスに✓印を付した上で必要事項を記入し、学生支援課に提出すること。

（３）試合への出場

学外で実施する試合（練習試合等も含む）に出場する場合には、「合宿・学外集会・試合届」の「試合」のチェックボックスに✓印を付した上で必要事項を記入し、学生支援課に提出すること。また、授業担当の先生に「欠席届」を提出すること。なお、所属する連盟・協会などが主催する公式の試合や行事で授業を欠席する場合は「課外活動の【試合・行事】参加証明書」の発行の対象となる場合があります。詳しくは学生支援課に問い合わせること。

（４）宿泊を伴う学外での活動（合宿・旅行など）

学外施設を使用して、宿泊を伴う団体の活動（合宿・旅行など）を実施する場合には、「合宿・学外集会・試合届」の「合宿」のチェックボックスに✓印を付した上で必要事項を記入し、学生支援課に提出すること。なお、宿泊を伴う活動を実施する際には、救命講習を受講した学生が必ず同行すること。また、山や海など危険が伴う場所へ行く場合や、長期間（1週間以上）の合宿を実施する場合は、「合宿・学外集会・試合届」のほかに、「合宿計画書」と「連絡網」（共に自由書式）を提出すること。万が一、事故が発生した場合は、学生支援課及び顧問に速やかに連絡するとともに、合宿終了後、直ちに事故報告書を学生支援課に提出するこ

と。

合宿を実施する場合、原則として旅行傷害保険への加入が義務付けられています。内容によっては保険料が補助対象となります。詳細は 17 ページ 「課外活動に対する補助制度」項目 3-1 を参照すること。

※以下の団体は期間に関係なく、合宿時には必ず「合宿計画書」と「連絡網」を提出すること。

文 連：自動車部、モーターサイクル部、サイクリング部、潜水科学研究会、
スカイスports部

体育会：ヨット部

海外渡航を行う際は、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を必ず行うこと。

（５）飲酒を伴う懇親会

本学では飲酒を伴う懇親会を実施することを禁止はしていませんが、飲酒を伴う懇親会を行う場合には、顧問の承諾を得た上でその旨を「合宿・学外集会・試合届」に記入し、提出することを義務付けています。飲酒を伴う懇親会を実施するにあたっては、飲酒に関する注意事項（p.9）の内容を参加者全員が熟読の上、団体責任者は遵守を徹底すること。飲酒を伴う合宿の場合は計画表（タイムスケジュール）を必ず添付すること。なお、飲酒を伴う懇談会は、22:00 までに終了し、23:00 までに就寝すること。

5. 課外活動中の事故・トラブルの防止

課外活動を行う上で所属部員の健康管理や事故防止に注意を払うことは団体責任者の重要な責務です。課外活動中の事故は普段の活動中や合宿中などにおいて突発的に発生しますので、絶えず事故防止のために気を配ることが必要です。

(1) 傷害事故を防止するための注意事項

活動中の事故を未然に防ぐために、特に以下の事項に注意して活動を計画・実施してください。

- ① 部員一人一人の精神、身体両面のコンディションを確認する。
- ② 部員のスキルや能力に応じた科学的なトレーニングを行う。
- ③ 無理は禁物。状況を的確に把握して行動する。状況によっては活動を中止する勇気を持つ。
- ④ 自然の脅威を甘く見ない。禁止されている事項にはそれなりの理由があることを理解する。

(2) 飲酒に関する注意事項

近年、過度の飲酒やイッキ飲み、危険な飲み合わせによる急性アルコール中毒が原因で、大学生が命を落としてしまう事例が多く報告されています。重大な事故を引き起こす飲酒行為は厳に慎むこと。

飲酒をする上で遵守しなければならない事項を以下に記載します。必ず遵守すること。団体責任者は自身が遵守するだけでなく、部員全員への周知を徹底してすること。違反した団体・個人には厳正に対処します。

- ① 未成年者の飲酒はしない・させないことを徹底すること。20歳未満の飲酒は違法行為です。
- ② 飲めない人への飲酒の強要、意図的な酔い潰し、配慮を欠く行為は絶対に行わないこと。例) コール
- ③ 運動直後・入浴直後・薬の服用直後の飲酒は絶対に行わないこと。
- ④ 自身が飲酒できる体質なのか、各自が把握しておくこと。例) アルコールパッチテスト

また、本学では学生団体が飲酒を伴う懇親会を行う場合は顧問の承諾を得た上でその旨を「合宿・学外集会・試合届」に記入し、提出することを義務付けています。10ページを参照して、必ず大学に届け出ること。

(3) インターネットを利用した活動に関する注意事項

現在、多くの団体・個人がインターネットを利用して様々な情報を発信しています。本学ではインターネットを利用して課外活動の情報を発信することを禁止はしていませんが、不用意な情報発信はトラブルの原因となります。一度発信した情報を完全に取消すことはできません。インターネットを利用して情報を発信する場合は以下の事項を必ず遵守すること。違反した団体・個人には厳正に対処します。

- ① 自身の情報を不用意に公開しないこと。また他人の個人情報を許可なく公開しないこと。
- ② 情報を公開するにあたっては、個人が特定されないような発信に留めること。
- ③ 人権侵害やあたる内容や公序良俗に反する内容、知的財産権法に違反する内容は発信しないこと。

また、ビデオ会議アプリ（Zoom、Microsoft Teams など）を利用してオンライン形式の活動を実施する場合は、アカウント情報やミーティング ID、パスコード、URLなどをSNS等で安易に公開しないこと。団体が主催・参加するオンラインイベントについて周知したい場合は本学ポータルサイトの「誰でも投稿」欄を利用するか、参加希望者にのみ周知する体制を構築すること。

(4) 感染症に関する注意事項

毎年、流行性感冒（インフルエンザ）への集団感染や合宿先での集団食中毒などの報告が相次いでいます。活動する上では感染症に罹患する可能性があることを十分に認識し、下記の事項及び大学からの最新の案内等を遵守すること。

- ① 石鹸を使用したこまめな手洗いとアルコールによる消毒を行うこと。
- ② 活動場所は定期的に清掃、換気し、清潔に保つこと。
- ③ 体調に異変を感じた場合は、活動への参加をすぐに取りやめること。

(5) 事故・トラブルが発生した場合の連絡体制

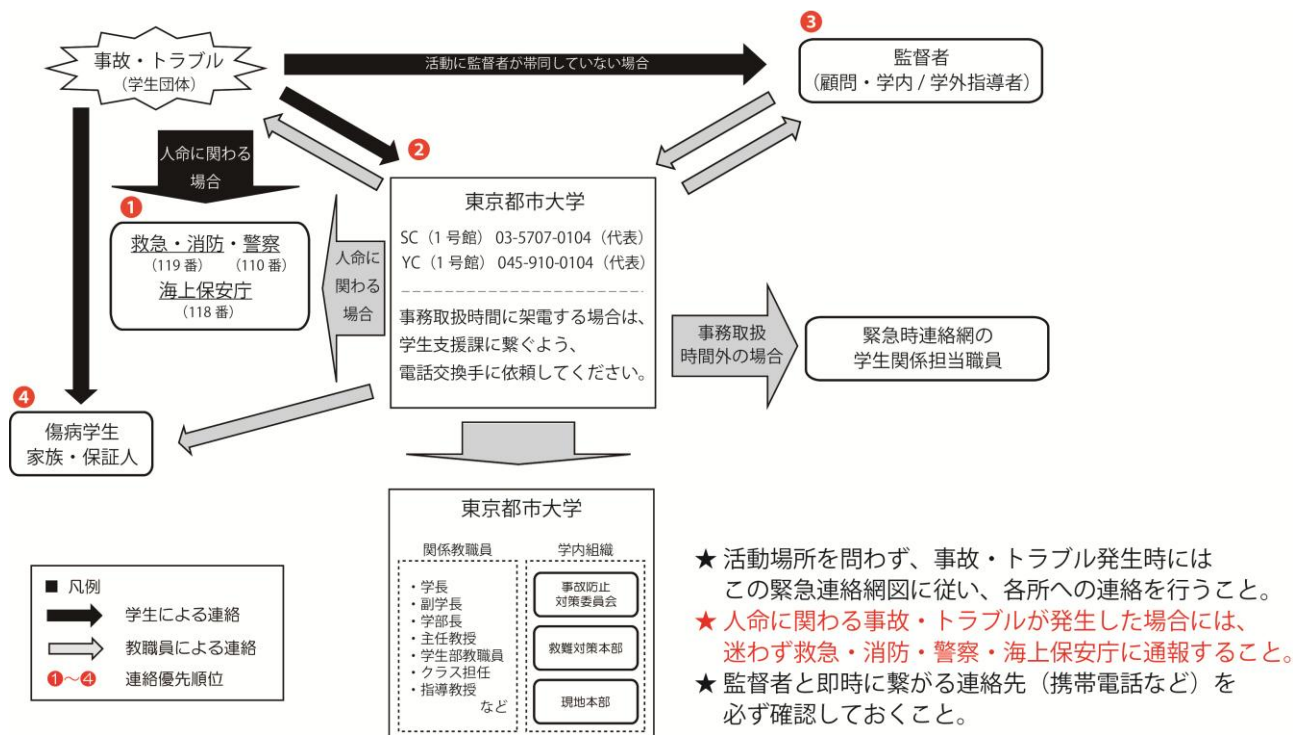


図2 事故・トラブルが発生した場合の緊急連絡網例

表10 キャンパスごとの緊急連絡先とAED（自動体外除細動器）設置場所一覧

緊急連絡先	AED（自動体外除細動器）設置場所
【世田谷キャンパス】 学生支援課 03-5707-0104(代) 夜間・休日（警備室）03-5707-1050	【世田谷キャンパス】 ①1号館1階 警備室 ②6号館1階 警備室 ③10号館1階 中央入口付近 ④9号館2階 体育事務室前 ⑤18号館1階 クラブハウス
【横浜キャンパス】 学生支援課 045-910-0104(代)	【横浜キャンパス】 ①1号館1階 医務室 ②3号館地下1階 自動販売機コーナー付近 ③4号館1階 自動販売機コーナー付近

※AEDは心臓発作を起こした人に有効です。ふたを開いて音声ガイドに従って恐れず操作してください。

6. 学生の保険

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

この保険制度は、入学時に全学生が一括加入（大学負担）しているため、学生の皆さんが別途加入手续をする必要はありません。

①保険が支払われる事故の範囲

教育研究活動中に生じた急激かつ偶発的な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に支払われます。ただし、「病気」はこの保険の対象となりません。

- イ. 大学の正課中および学校行事に参加している間
- ロ. (イ) 以外で学校施設内にいる間
- ハ. 学校施設外で大学に届け出た課外活動（目的地への往復中も含む）を行っている間

〈注〉学生教育研究災害傷害保険の対象となる課外活動とは

- a. 大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。
- b. この保険の対象となる学校施設外で行う課外活動は、その活動計画などを大学に届け出た活動とします。

②支払保険金の種類と金額（課外活動中の場合）

イ. 死亡保険金

事故の日から 180 日以内に死亡したとき………1,000 万円

ロ. 後遺障害保険金

事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じたとき、その程度に応じて…60 万円～ 1,500 万円

ハ. 医療保険金（課外活動中）

医師の治療を受けたとき、治療日数等に応じて下表 11 の通り

表 11 治療日数等に応じた医療保険金および入院加算金

治療日数	医療保険金	入院加算金（180 日を限度）
1 日～ 3 日	0 円	入院 1 日につき 4,000 円 (注) 入院加算金は、医療保険金に関係なく、入院 1 日目から支払われます。
4 日～ 6 日	0 円	
7 日～ 13 日	0 円	
14 日～ 29 日	30,000 円	
30 日～ 59 日	50,000 円	
60 日～ 89 日	80,000 円	
90 日～119 日	110,000 円	
120 日～149 日	140,000 円	
150 日～179 日	170,000 円	
180 日～269 日	200,000 円	
270 日～	300,000 円	

③保険金が支払われない主な場合（課外活動で見られるケースの一部）

a. 次に掲げる運動等を行っている間

山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除く）操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。

b. 次に掲げるいずれかに該当する間

イ. 自動車等を用いて競技等をしている間。ただし、下記ハ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金が支払われます。

ロ. 自動車等を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法又は態様により自動車等を使用している間。ただし、下記ハ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法又は態様により自動車等を使用している間については、保険金が支払われます。

ハ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間又は競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間。

ただし、上記以外にも支払い対象外になる場合もあるので、詳細は学生支援課に問い合わせてください。

④事故の通知、保険金の請求、支払い

イ. 事故が発生したら、事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に学生支援課に報告をしてください。事故通知はがきをご記入いただきます。

ロ. 保険金の請求については治療終了後、指定用紙をお渡しします。記入方法などについて学生支援センターの指示に従い提出してください。

ハ. 保険金は、保険会社より銀行振込にて支払われます。

(2) スポーツ安全保険

スポーツを主として活動する団体は、学研災とは別にスポーツ安全保険に加入することを強くお勧めします。学研災では治療日数により支払われる保険金が決まっていますので、治療が長引いたり、また、短い時に役立ちます。特に学研災で対象外となる活動をしている団体は、必ず加入してください。保険加入方法の詳細は学生支援課に問い合わせてください。

表 12 対象となる団体（スポーツの種類）

区分	対象となる団体および活動の種類	保険料 (年間)
A2	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援、準備、片付け ※ダンス・踊り・ウォーキングなどの野外活動はスポーツ活動となります。 ※ボランティア、地域活動であっても、スポーツ活動（指導、審判を含む。）を行う場合は補償の対象となりません。C区分でご加入ください。	800 円
C	スポーツ活動（ダンス・踊りを含む。） 運動競技および身体運動（キャンプその他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。なお、球技、武道、格闘技、水泳、陸上競技、モーター・マリンスカイスports、冬季スポーツ、レクリエーションスポーツ等の他、次の活動もスポーツ活動となります。 ●健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操などのフィットネススポーツ ●社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、日舞、阿波踊り、よさこいソーラン、レクリエーションダンス、バトントワリングなどのダンススポーツ ●ウォーキング、ハイキング、軽登山、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動（ボーイスカウト、ベンチャースカウト（高校生以上）、ローバースカウト（大学生以上）などが行う野外活動も含まれます。） スポーツ活動の指導・審判	2,000 円
D	危険度の高いスポーツ活動（次の活動をいいます） ●山岳登山（注1） ●アメリカンフットボール ●リュージュ ●ボブスレー ●スケルトン ●スカイダイビング ●航空機（グライダーおよび飛行船を除く）の操縦 ●超軽量動力機（注2）の搭乗 ●ハンググライダーの搭乗（注3） ●ジャイロプレーンの搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動 （注1）冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミングなど特殊な技術と経験を要するもの。（具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの） （注2）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を行い、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除く。 （注3）パラグライダーの搭乗はC区分となります。	11,000 円

※ 加入区分やその内容については、最新の案内を必ず確認すること。

表 13 支払保険金の種類と金額

区分	傷 害 保 険				賠償責任 保険	突 然 死 葬祭費用保険
	死亡	後遺障害	入院	通院		
A2	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	(補償限度額) 対人賠償・対物賠償 合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	突然死 (急性心不全、脳内 出血など) 180 万円
C	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円		
D	500 万円	750 万円	1,800 円	1,000 円		

※入院・通院について治療日数 1 日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、上表のとおり、1 日当たりの定額保険金が支払われます。

③保険期間

1 年契約であり、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年契約です。ただし、中途加入の場合の保険期間は、加入手続きを完了した日の翌日から当該年度の 3 月 31 日までです。

④加入手続き

4 名以上の団体でご加入ください。加入希望の団体は学生支援課まで申し出てください。

⑤事故の通知、保険金の請求、支払い方法

学研災に準じます。ただし、スポーツ安全保険請求分の指定用紙については、保険会社より直接郵送されます。

(3) 国内旅行保険

短期間の合宿や研修旅行（1 ヶ月以内）における 24 時間保障の保険です。集合場所へ行く途中に起きた事故による傷害や、活動中以外のプライベート時における傷害に最適であり、合宿や研修旅行のときは必ず加入してください。詳細については、学生支援課に備え付けの案内書をご覧ください。

7. 課外活動の広報

学生団体の日頃の活動成果やイベント企画の案内など、広く情報を発信するために各キャンパスの掲示板やデジタルサイネージを利用することができます。

(1) 掲示板

①掲示場所・申込先（下表 14 キャンパス別掲示場所および申込先 を参照）

	世田谷キャンパス	横 浜キャンパス
掲示場所	9号館入口	4号館入口横
申込先	学生団体連合会 本部	学生団体連合会 横浜分室

※掲示板を利用する際には、申込先の許可印が必要です。

②大きさ

学生共同利用施設のため、A2(420 mm×594 mm)の範囲内で2枚以内とします。

③その他

スプリングフェスティバルや学園祭の時は、それぞれ学生団体連合会（本部または横浜分室）、各キャンパスの学園祭実行委員会の指示に従うこと。

(2) デジタルサイネージ

①掲示場所・申込先（下表 15 キャンパス別掲示場所および申込先 を参照）

	世田谷キャンパス	横 浜キャンパス
掲示場所	10号館1階 中央入口（1か所） 9号館1階 学生食堂（2か所） 7号館1階 入口（1か所） 1号館1階 入口（3か所）	1号館1階事務室前 3号館WEST 入口 3号館EAST 学生ラウンジ 4号館学生食堂 4号館学生ホール
申込先	学生支援課課外活動担当アドレス（tcu-club@tcu.ac.jp）にサイネージ掲出用データ（SCはPDF、YCはPowerPoint）を提出 （団体名・責任者氏名・掲出希望期間・掲出希望キャンパス明記のこと）	

※詳しくは、各上部団体または学生支援課までお問い合わせください。

②大きさ

スライドのサイズはワイド画面：幅：33.86 cm、高さ：19.05 cm、向き：横

※通常設定よりも横長になるので注意してください。

③その他

- ・掲示を希望する期間や掲示場所については、希望に添えない場合があります。
- ・学生支援課が不適切な内容と判断した場合は掲出しません。
- ・動画の掲載を希望する場合には、事前に学生支援課へ相談すること。

8. 後援会の補助制度

(1) 課外活動に関わる大学と後援会

大学における課外活動は、正課の教育と異なり、学生の自主的な発想により企画され運営・実施されるところに意義があります。そして課外活動に要する費用についても、基本的には学生の自主的な財源によりまかなわれるべきものであり、出費を伴う活動を計画する場合には、当然その財源確保のための積極的な計画と努力が必要となります。

一方、大学では、課外活動が学生の人格育成の場として正課教育では得られない教育効果を持つことから、これに対し正課教育に支障のない限り、使用施設の提供をはじめ、課外活動に多方面から助力すると同時に、各学生団体に顧問をおき、日常的に助言を与える体制をとっています。また、活動費用の援助については、全学的学生行事などを中心として費用の一部を補助しています。

平成元年度に東京都市大学後援会が設立され、その事業の一つとして、大学の課外活動に対する援助を行い、大学の教育方針にしたがって課外活動に要する費用の一部を補助しています。その具体的方法として、「課外活動に対する補助制度」があります。これは、課外活動の活性化を図るため、学生団体の特色ある活動や優れた課外活動への援助・顕彰など全学的な学生行事に対して援助を行う制度です。この制度は、学生のキャンパスライフの充実に大いに貢献することでしょう。是非、積極的に利用してください。

（２）東京都市大学後援会による「課外活動に対する補助制度」

後援会による課外活動に対する補助制度(2026年度)	
項目	支給額
1. 全国レベルの大会出場に対する顕彰	
1) 全国レベルの大会に出場した場合	10万円/回 (最大1回/年)
2) その他、大会、コンテストのレベル等を勘案し、審査会が顕彰に値すると判断した場合 ※ 個人成績に対する顕彰は、本制度の対象外。原則、学生表彰の推薦対象となります。	
2. 全国レベルの大会出場への補助	
1) 学生団体および個人が連盟等が主催する全国レベルの大会に出場する場合の交通費ならびに宿泊費 (大会登録人数分で学割料金、1泊12,000円/人、上限合計50万円まで)	適宜
3. 学生団体が活動を行う上で欠くことのできない特殊な経費の一部の補助	
1) 活動のための保険料の補助 ※ 保険内容の書類を必ず添付 ●対象となる保険 スポーツ安全保険 ※ 上記以外の保険については加入前に学生支援課へ必ず確認すること。(対象外の場合もある) 事前の確認がない場合には補助対象外とする。 ●補助上限額 1団体当たり年間30万円 ●備考 本制度の補助対象となる保険の種類は以下の通り。 対人、救援費用等人身保護に係る保険：対象 対物(学外者の財物に与えた損害の賠償保険)：対象 自己の所持品(私物)、団体所有備品等の損害補償や修繕費用に係る保険：対象外	総額の6割/回 上限30万円/年
2) 団体あるいは個人登録料の補助 ※ 連盟の書類を必ず添付 ※ 学会登録費は対象外	総額の4割/回
3) 団体あるいは個人の大会参加費の補助 [上限年間30万円] (予め申請してある2つの大会) ※連盟の書類を必ず添付 ※個人の昇段・資格審査料等は対象外	
4) 学内に有していない特殊な施設を使用した通常の練習時の会場使用料の補助 [上限年間30万円] (プールなどの特殊な施設且つ法人格が発行する領収書) ※学外集会場等を必ず事前提出	
5) 上記2. に対する新聞会の取材に係わる交通費ならびに宿泊費(2名まで)	
4. 発表・展示会・演奏会等の会場使用費等への補助	
1) 学生団体(特に文化系団体)および各学科の研究会等が行う学術的研究成果の発表 (課外活動に限る)および作品展示などの活動 ※ 学外集会場を必ず事前提出	半額/回 上限30万円/年
2) 学外一般者を対象として学生団体が公演を主催する場合のホール代などの補助 ※ 学外一般の方を対象とした公演である事が分かる書類を必ず添付(例:ポスターなど) ※ 学外集会場を必ず事前提出(本学公認の団体のみで開催する場合に限る) ※ ホール代などに係る建物付審設備費及び音響・照明などのオペレーション費用は対象外 ※ チケット販売等を行う場合は対象外	
5. 全学生向けの行事への補助	
1) 学生団体等が主催し、学生一般を対象とした、特色ある独自の企画	上限10万円/年
2) 学生団体が主催する全学的学生行事	
6. 物品購入等への補助	
1) 削除	適宜
2) 上部団体が管理する事を前提として、複数の傘下団体で共同使用する目的の購入申請に関しては、 申請の内容により認める場合がある(ピアノ、グラウンド整備用具等)	
3) 削除	
4) その他後援会が必要と判断した時には特別に認める場合がある	
7. その他	
1) 学生団体の統括組織である学団連、体育会、文団連、同好会連合および学科研究会連合 の各本部の運営費	予算として 配分
注) 表中の学生団体とは大学に届け出のある団体です	
注) 提出書類に不備等があった場合、補助対象外となることがあります	
注) 後援会補助金は会計監査対象です。補助金を含め正しく会計処理しない場合、減額または補助対象外となることがあります	
2026.4	

注) 表中の学生団体とは大学に届け出のある団体です

注) 提出書類に不備等があった場合、補助対象外となることがあります

注) 後援会補助金は会計監査対象です。補助金を含め正しく会計処理しない場合、減額または補助対象外となることがあります

2026.4

【申請時期(予定)】

第1回 6月8日(月)～12日(金)

第2回 10月5日(月)～9日(金)

第3回 11月30日(月)～12月4日(金)

後援会の補助制度の申請については、ポータルサイトの文書ライブラリまたは後援会ホームページより様式をダウンロードし、申請項目等を入力のうえ学番メールより申請してください。各回の申請に対して審査を行い、補助額を決定します。連絡は学番メール・ポータルサイト等で行いますので、見落とさないように気をつけましょう。

9. 課外活動に対する顕彰制度

課外活動において顕著な活動をした団体並びに個人に対して顕彰・奨励する制度には、次の3つがあります。また学科によっては、卒業時に在学中の課外活動において業績のあった学生を表彰する場合もあります。

なお、各学生団体は、年間を通して活動の結果を報告する必要があります。大学ではこの報告された結果に基づいて受賞団体を選考しますので試合結果や活動成果は、必ず学生支援課に報告すること。

(1) 五島育英基金顕彰給費制度

この顕彰制度は、本法人が学術、文化、体育などの教育活動に対して優秀な成績をあげたクラブや学生を大学の推薦に基づいて年1回顕彰するものです。

(2) 五島育英基金学生奨励給費制度

学生生徒の士気の高揚に著しく貢献するなど、特に育成の必要のある部活動に対して、年1回奨励するものです。

(3) 課外活動表彰制度

この制度は、昭和62年度に発足し、本学学生の課外活動の充実をはかるため、優秀な成果をあげた団体ならびに個人を年1回表彰し、学長賞、学生部長賞、課外活動奨励賞を授与するものです。

10. 部室等の利用に関するルール・部室配置図

世田谷キャンパス内の18号館部室棟と9号館3階の各団体本部室、横浜キャンパス内の4号館1階学生団体連合会部室と3号館1階の横浜祭実行委員会室、6号館部室棟は、課外活動の拠点として学生団体の機能的な運営に寄与しています。

(1) 部室等の利用に関するルール

部室の利用は、学生団体部室使用内規により、利用団体の自主性・協調性を重んじ、必要以上のルールを設けていませんが、近年はキャンパス周辺に集合住宅が増え、バスなど大型車両の通行ルートになっているため、利用団体にも様々な理解と協力をお願いしています。使用内規や以下の問題をよく理解し、未然に防止するよう心掛けること。

特に新年度は、部員の入れ替わりの時期でもあり、引継ぎ等の不手際で問題が発生する場合があります。先輩後輩の関係の中でもこれらの指導を行うよう心掛けるとともに、団体を越え利用者相互に快く部室を利用できるように努めること。施設利用ルールを守ることのできない団体は、大学が部室の利用を禁止します。

①鍵の利用

- ・部室等の鍵を借りる際は、所定の場所にて名簿に必要事項を記入の上、鍵を受け取ること。
- ・返却時も終了時間を記入の上、鍵を返却すること。万が一、不在の場合は窓口の連絡先へ問い合わせること。

②自転車・オートバイ・自動車の来館禁止など

- ・自転車、オートバイ、自動車での来館は禁止です。
- ・荷物の搬入搬出でやむを得ず、一定の時間自動車の停車を必要とする場合は、1週間前までに学生支援課にて許可を受けること。
- ・自転車、オートバイ、自動車を周辺道路、近隣のマンションや宅地などに無断で駐輪しないこと。

③清掃・整理整頓

- ・ゴミは所定の場所に捨てること。(近隣のゴミ収集所への投棄は厳禁です)
- ・粗大ゴミなどは、一定の期間で廃棄処分するよう各団体で責任を持ち、業者の手配を行うこと。
- ・館内入口付近に器具等を置いている団体は盗難防止や来館者の妨げにならないよう整理整頓すること。
- ・館内の清掃に努めること。(不要品やゴミの放置が見受けられます)

④騒音

- ・近隣住民より騒音の苦情が寄せられています。学内から出ているものかどうかは判断し難い状況ですが、大学でも可能な限り調査などの対応を行っています。活動時間内であっても長時間大音量の出る活動や器具の利用に配慮するよう努めること。
- ・テニスコートを利用する際には練習上の掛け声などで大声を出し過ぎたり、土曜、休日の早朝の試合上の応援で騒ぎ過ぎることのないよう近隣に配慮すること。また飛球が近隣宅地などに入り、迷惑をかけることのないよう注意すること。
- ・部室の出入り(特に夜間)も、外で大声で騒いだり、長時間停滞することのないようにすること。

11. 課外活動団体会則及び各種規程・内規・申合せ

東京都市大学学生団体連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京都市大学学生団体連合会と称し、本部を東京都世田谷区玉堤1-28-1、東京都市大学内に置く。横浜キャンパスに分室を置く。

(目的)

第2条 本会は、全会員の課外活動の向上を図ると共に、会員相互の親睦、人格体位の向上を計ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するために、本会は次の活動を行う。

- (1) 全学的学生行事
- (2) 課外活動団体支援、団体間の協調促進
- (3) その他

第2章 組織

(構成)

第4条 本会は、以下の正加盟団体を置く。

- (1) 文化団体連合会
- (2) 体育会
- (3) 同好会連合
- (4) 学科研究会連合
- (5) 新聞会、吹奏楽団、放送会、世田谷祭実行委員会、横浜祭実行委員会、ISO 学生委員会

なお、前述のうち(1)～(4)の本部を上部団体、(5)を特殊団体と呼称する。

2 前項に定める団体のほか、準加盟団体を置く場合がある。

(機関)

第5条 本会は、次の機関を置く。

- (1) 執行委員会
- (2) 代表者会議
- (3) 学園祭運営委員会
- (4) 予算委員会

2 各機関の構成員は、別に定める。

(構成団体)

第6条 本会加盟団体及び準加盟団体(以下、構成団体という。)における活動は、それぞれの団体における会則に基づいて行われ、自治は尊重される。

第7条 構成団体の会則の改廃は、それぞれの団体に諮り、決議、決議をし、第6章に定める代表者会議においてこれを報告する。

(入会)

第8条 構成団体は、第4条第1項の各号のいずれかに該当した時点で、本会に入会したものとみなす。

2 準加盟団体は、1年以上の準加盟期間を経て正加盟昇格願を提出し、代表者会議場で承認された場合に本会の正加盟団体に昇格することができる。

(退会)

第9条 本会構成団体は、いずれかの項に該当した場合、退会しなければならない。

- (1) 代表者会議において不当性を決議されたとき
- (2) 懲罰を受けたとき
- (3) 団体継続が困難なとき

(会員)

第10条 本会の会員は、構成団体に所属する本学学生とする。

(顧問)

第11条 本会及び各構成団体には、指導助言のための顧問を置く。本会の顧問は学生部長とし、各構成団体の顧問は、本学教職員とする。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会は、運営のために次の役員を置く。執行委員長1名、分室長1名、副執行委員長1名、副分室長1名

(役員の選出)

第13条 役員の選出は、代表者会議において、本会正加盟団体に所属する会員の自薦、他薦の候補者の中から投票により決定する。

(役員の任期)

第14条 前記役員の任期は、2月1日より翌年の1月31日までの1年間とする。

(役員の解任)

第15条 役員は、いずれかの項に該当した場合、辞職しなければならない。

- (1) 代表者会議において不信任を決議されたとき
- (2) 本学学生の身分を失ったとき
- (3) 懲罰を受けたとき
- (4) 所属団体を退部したとき

2 役員に欠員が生じた場合は、2週間以内に後任を選出しなければならない。ただし、その任期は前任者の残余期間とする。

第4章 執行委員

(執行委員)

第16条 本会は、本部及び分室の運営補佐のために執行委員を置く。

(執行委員の選出)

第17条 執行委員の選出は、代表者会議において、本会正加盟及び準加盟団体に所属する会員の自選、推薦の候補者の中から投票により決定する。

2 必要に応じて本部及び分室の企画運営補佐のために臨時執行委員を置く。

(執行委員の任期)

第18条 執行委員の任期は、2月1日より翌年の1月31日までの1年間とする。

(執行委員の解任)

第19条 執行委員は、いずれかの項に該当した場合、辞職しなければならない。

- (1) 代表者会議において不信任を決議されたとき
- (2) 本学学生の身分を失ったとき
- (3) 懲罰を受けたとき
- (4) 所属団体を退部したとき

2 執行委員に欠員が生じた場合は、2週間以内に後任を選出しなければならない。ただし、その任期は前任者の残余期間とする。

第5章 執行委員会

(執行委員会の構成)

第20条 執行委員会は、本会の執行機関であって、役員及び執行委員をもって構成する。

(執行委員長、分室長及び副執行委員長の職務)

第21条 執行委員長は、本会を統率し、次の職務を遂行する。

- (1) 構成団体の統率
- (2) 大学との連絡、協議
- (3) 年間活動の計画作成、実施
- (4) 支援活動費の受け入れと管理
- (5) その他

第22条 分室長は、執行委員長を補佐し、当該キャンパスにおける本会の職務を遂行する。第23条 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長が業務を遂行できない場合には、あらかじめ執行委員長の定めた順位により執行委員長の職務を代行する。

(執行委員の職務)

第24条 執行委員は、本会の職務を遂行するため、広報、企画等で役員の補佐をする。

第6章 代表者会議

(代表者会議の設置)

第25条 本会は、運営のために代表者会議を置く。

(代表者会議の機能)

第26条 代表者会議は、本会の最高議決機関であり、重要問題を議決する。

2 代表者会議は、主に次の事項を審議、決議する。

- (1) 執行委員会役員、執行委員の選出、解任決議
- (2) 予算及び決算
- (3) 年間活動計画
- (4) その他の本会運営上の主要事項
- (5) 課外活動に関わる事項
- (6) 課外活動団体間の協調に関わる事項
- (7) 本会への入退会に関わる事項
- (8) その他

(代表者会議の構成)

第27条 代表者会議は、各上部団体及び特殊団体の代表者により構成される。

2 必要に応じて、準加盟団体の代表者を代表者会議に出席させることができる。ただし、準加盟団体は発言権のみを有し、議決権は有さない。

(代表者会議の開催)

第28条 代表者会議は、定例として月1回開催し、その他に執行委員長が必要と認めた場合は、臨時にこれを開催する。

(代表者会議の招集)

第29条 代表者会議の招集は、執行委員長が行う。代表者会議の期日及び議案は、1週間前までに告示しなければならない。

(代表者会議の議長)

第30条 代表者会議の議長は、執行委員長が務める。

(議決権)

第31条 議決権は、第27条第1号に定める構成員が有する。

(代表者会議の議決方法)

第32条 代表者会議は、構成員全員の出席を必要とし、議決には投票数の過半数をもって決する。ただし、出席できない場合は委任状をもって委任することができる。また、議決の際同数であった場合は、議長の決定に従うものとする。

(構成)
第33条 学園祭の円滑な運営を行うために、東京都市大学学園祭運営委員会を置く。
(運営委員会の役員)
第34条 学園祭運営委員会の役員は、各上部団体及び特殊団体の代表者により構成される。
(運営委員会の構成員)
第35条 学園祭運営委員会の構成員は、前条及び次の団体に所属する本学学生とする。
(1) 世田谷祭実行委員会
(2) 横浜祭実行委員会
(学園祭運営委員長の選出)
第36条 運営委員長の選出は、代表者会議において、本会正加盟及び準加盟団体に所属する会員の自選、推薦の候補者の中から投票により決定する。

第8章 会計

(運営資金)
第37条 本会の運営に要する費用は、次のものによる。
(1) 大学からの援助金
(2) 後援会からの援助金
(3) その他
(会計年度)
第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(予算)
第39条 予算は会計年度開始後、原則として2ヶ月以内に予算委員会において原案を作成し、代表者会議において審議、決議する。
(予算委員会)
第40条 予算委員会は、上部団体及び特殊団体、学園祭運営委員会の代表者及び会計で構成され、執行委員長が議長を務める。
(決算)
第41条 決算は、毎年会計年度終了後、1ヶ月以内に執行委員会において作成し、代表者会議において審議し、承認を得るものとする。

第9章 監査委員会

(監査委員会)
第42条 本会に監査委員会を置き、監査員5名をもって構成する。なお、監査委員会は、すべての機関に対して独立の地位を有するものとする。
(監査委員会の職務)
第43条 監査委員会は、次のことを行う。
(1) 本会の出納決算の監査を行う。
(2) 書類監査にあわせて、必要があると認めたときは物品の監査を行う。
(3) 監査のため必要と認めたときは、記録、帳簿の提出を求め、当事者に質問することができる。
(4) 監査委員会が必要と認めたときは、臨時代表者会議の開催を執行委員長に具申することができる。
(5) 監査の結果を報告書にまとめ、代表者会議に提出する。なお、監査報告書には次の事項を記載し、顧問の承諾を得なければならない。
ア 監査の実施時の出席委員名
イ 本会の収支決算の確認事項
ウ 定められた事への違反、又は不当認められる事項
エ その他監査委員会としての所見又は意見
(監査委員)
第44条 監査委員は、本学学生で、原則として本会会員以外とする。なお、その委嘱は本会顧問の推薦と代表者会議の承認により、執行委員長がこれを行う。

(監査委員の任期)
第45条 監査委員の任期は、その選任された年度の会計年度が終了するまでとする。
(監査期間)
第46条 監査は、会計年度終了後2ヶ月以内に行うものとする。

第10章 学長への許可申請事項及び届出事項 (学長への許可申請)

第47条 執行委員長は、学長へ次の事項の届出をしなければならない。
(1) 本会及び本会所属団体の年度予算並びに事業計画
(2) 本会及び本会所属団体の前年度予算並びに事業報告
(3) 運営に関する経費の内容報告

第11章 学生団体連合会細則

(細則の定義)
第48条 本会は、会則以外に下記の規約を細則として定める。
(1) 印刷機使用等に関する規約
(2) 機材貸出等に関する規約
(3) 掲示板使用等に関する規約
(4) プラズマディスプレイの使用に関する規約
(5) www サーバー運用に関する遵守事項
(6) 補助予算に関する規約
(7) プロッター使用等に関する規約

第12章 会則の改廃

(改廃)
第49条 この会則の改廃は、代表者会議の議を経て学生部長の承認を得るものとする。

付 則
この会則は、令和4年2月20日をもって改訂され、令和4年4月1日より施行する。

東京都市大学 文化団体連合会会則

第1章 総 則

第1条 本会は東京都市大学文化団体連合会と称する。
第2条 本会は、本部を東京都世田谷区玉堤1-28-1 東京都市大学内に置く。
第3条 本会に関する一切の事務は、すべて本会則の定めるところによる。
第4条 本会は東京都市大学学生団体連合会に所属する。

第2章 目 的

第5条 本会は会員相互の理解と協調に基づき、会員の文化活動の充実、発展を図り、併せて学生の社会に於ける文化活動の向上に貢献することを目的とする。

第3章 組 織

第6条 本会は、東京都市大学において、本会部長会議が公認した、文化系活動団体により構成される。
第7条 正会員は、正加盟団体とする。
第8条 準会員として、本会は、本部長が推薦し、部長会議で承認された文化系活動団体をもち、これを準加盟団体とする。
第9条 本会は、下記の機関を置く。
(1) 本部
(2) 部長会議

第4章 本 部

第10条 本部構成員(文化団体連合会委員)は、本会正加盟団体に所属する会員により構成される。
第11条 本部役員は、前条に定める本部構成員より部長会議(第5章)において選出される。

第12条 本部役員は本部長1名、副本部長1名、総務1名、会計1名、会計補佐1名、企画2名、広報1名、管理1名、庶務1名とする。
第13条 本部長は本部を統轄する。
第14条 文化団体連合会役員とクラブ代表者(部長)は、兼任することは出来ない。
第15条 本部長は、部長会議、その他の諮問に応じなければならない。
第16条 次の場合、本部長は、辞任しなければならない。
(1) 任期満了の時
(2) 部長会議に於いて不信任が成立した時
(3) 所属する正加盟団体を失った時
上記の場合、本部長は、2週間以内の主将で構成する部長会議を開き、新役員を選出した後、辞任しなければならない。
第17条 本部長を除く役員は、次の場合、辞任しなければならない。
(3) 部長会議に於いて不信任が成立した時
(4) 所属する正加盟団体を失った時
上記の場合、本部長は、欠員を生じた役員を2週間以内に部長会議を開き、選出しなければならない。
第18条 本部役員の任期は、1カ年とし、2月1日より翌年1月31日までとする。
第19条 本部及び各構成団体には、指導及び助言を仰ぐため、顧問を置く。本会の顧問は本学教職員とする。

第5章 部長会議

第20条 本会議は、本部役員および正、準加盟団体の代表者をもって構成し、本会の最高議決機関とする。また、本部長が文化団体連合会委員の招集を必要とする場合は、部長会議に召集することが出来る。
第21条 部長会議に於いては、次の事項を審議決定する。
(1) 本会に於ける事業
(2) 加盟団体への勧告
(3) 本部役員の承認・罷免
(4) 本部役員の役職の配属
(5) 本会の予算及び決算の承認
(6) その他、本会運営に必要な事項
第22条 本会議の議長は原則として、副本部長がこれに当たる。
第23条 本部役員は議決権を持たない。
第24条 本会議は、正加盟団体の代表者(部長)の2/3以上の出席を以て成立し、その決定は、出席数の2/3以上の賛成を以て成立する。
第25条 代表者は、本会議開催前に議長へ委任状を提出することにより、代理人を出席させることが出来る。
第26条 議決権は、正加盟団体に一票とし、準加盟団体は発言権のみ有し、議決権を有さない。
第27条 本会正会員は、所属団体の代表者を通じて議事を発議することが出来、予め、書式を持ってこれを議長に提出しなければならない。
第28条 議案提出者は提出案件に関して提出しなければならない。
第29条 本会議に於いて否決された議案は、その日から30日間は、提案することは出来ない。但し議長が認めた場合は、この限りではない。
第30条 正加盟団体及び準加盟団体代表者は、議事内容、決定事項を会員に伝える義務を負う。

第 31 条 本会会員は所属団体代表者もしくは代理人の許可のもと、付添人として 2 名まで部長会議に出席することができる。但し、付添人は発言権のみ有し、決権を有さない。

第6章 加盟団体

- 第 32 条 本会は正加盟団体および準加盟団体を置く。
- 第 33 条 正加盟団体は、昇格時に本学教職員の顧問、部長、副部長、会計を置き、10 名以上の部員数、実績、経験等を有し、本部長、部長会議に於いて認められた団体という。
- 第 34 条 正加盟団体は、予算を配分される権利を有し、これを正当な活動のために使う義務を有する。
- 第 35 条 準加盟団体は、本部長が必要と認めた場合、援助金を受けることが出来、これを正当な活動に使う義務を負う。
- 第 36 条 正加盟団体及び準加盟団体は、配分れた予算について年 1 回会計監査を受けなければならない。
- 第 37 条 本会に加盟を望む団体は、同好会連合に 1 年以上加盟し、本部長に加盟願書を提出し、部長会議の承認を得ることにより、準加盟団体になることが出来る。ただし、既に本会加盟と同じ目的、同じ活動方法を持つ団体は加盟を許されない。
- 第 38 条 準加盟団体は、部長会議において 1 年間活動を審査され活動内容が適しているとみなされた場合、本部長に昇格願書を提出し、正加盟団体に昇格することが出来る。
- 第 39 条 本会からの脱会、休会を望む団体は、本部長に願書を提出し、その承認及び部長会議の承認を得なければならない。
- 第 40 条 本会を休会中の団体が復部を望む場合は、本部長に願書、構成員名簿、活動計画書を提出し、その承認及び部長会議の承認を得なければならない。
- 第 41 条 加盟団体は、規約違反、その他本会の主旨に違反した場合、本部はこれを審議し、部長会議の決議により次の罰則を適用する。
- (1) 活動停止
 - (2) 格下げ準加盟
 - (3) 除名
 - (4) その他

第7章 会計

- 第 42 条 本会運営費は、次の収入によって運営される。
- (1) 学生団体連合会からの援助金
 - (2) 各種事業収益
 - (3) 寄付金
 - (4) その他
- 第 43 条 各部への予算の配分は、配分案を本部が作成し、部長会議の承認をもって決定される。
- 第 44 条 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 カ年とする。

第8章 会則の改廃

- 第 45 条 この会則の改廃は、部長会議の議を経て学生部長の承認を得るものとする。
- 付則:本会則は、平成 27 年 10 月 14 日に改訂され、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。

東京都市大学 体育会会則

第1章 総則

- 第 1 条 本会は東京都市大学体育会と称し、その本部を東京都世田谷区玉堤 1-28-1 東京都市大学内に置く。
- 第 2 条 本大学の体育活動は、アマチュア精神に則り、健全な精神の切磋琢磨ならびに技術の研磨を計り、精神・身体相互の統一的錬磨により人格を形成し、相互の協力のもとに体育会を通じよりよき学園を培うことを目的とし、各団体相互の連帯意識の強化により体育会の発展向上を計るものとする。
- 第 3 条 本会は東京都市大学学生団体連合会に所属する。

第2章 組織

- 第 4 条 本会は主将会議および本部により承認された団体(部)で構成する。
- 第 5 条 部を構成する団体を正会員とする。
- 第 6 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、下記の機関を置く。
- (1) 主将会議
 - (2) 本部

第3章 主将会議

- 第 7 条 主将会議は本会の最高議決機関であり、重要な事項を審議決定する。
- 第 8 条 主将会議は本部役員ならびに本会所属の主将で構成する。
- 第 9 条 主将会議は所属各部の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 第 10 条 各部は主将会議に主将またはその代理 1 名を出席させなければならない。また、それぞれ発言権を持つ。
- 第 11 条 主将会議における議決権は各部 1 票とし、出席各部の 3 分の 2 以上をもって議決する。
- 第 12 条 主将会議の議長は、副会長がこれを行う。
- 第 13 条 主将会議は、次の場合、会長が招集する。
- (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 本会所属各部の 3 分の 1 以上から要請があった場合
- 第 14 条 次の要項は主将会議によって決議される。
- (1) 同好会の部昇格に関する事項
 - (2) 本会所属団体および個人の賞罰に関する事項
 - (3) その他本部が必要と認めた事項

第4章 本部

- 第 15 条 本部は役員と連絡員で構成し、会長がこれを統率する。
- 第 16 条 新役員を選出する場合は、本部は各部連絡員の中から第 20 条に規定する役員を選定する。
- 第 17 条 本部は本会の執行機関である。
- 第 18 条 会長は本会の最高責任者であり、本会を代表しその会務を統括する。
- 第 19 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 第 20 条 本部役員は本会正会員でなければならない。
- 第 21 条 本会の指導、助言のため顧問は本学教職員とする。また本部は、会長、副会長、会計、第一総務、第二総務、書記、渉外、厚生、企画の 9 名をもって構成する。
- 第 22 条 役員の任期は 2 月 1 日から 1 月 31 日までの 1 ケ年とする。

第5章 部

- 第 23 条 主将会議において部昇格を承認された団体は、名称を、東京都市大学体育会〇×部とする。

- 第 24 条 部を構成する本会正会員は、第 6 条に指定された本会機関の決定および各部の規律に従い、かつ正規の練習、競技に参加する義務を負う。
- 第 25 条 本会正会員は、本会の 2 団体以上に所属することはできない。
- 第 26 条 新入生は 5 月 1 日をもって本会正会員の資格を得る。
- 第 27 条 各部は下記の役員を置かなければならない。
- (1) 顧問
 - (2) 主将
 - (3) 副主将
 - (4) 主務
 - (5) 会計
 - (6) 本部連絡員補、顧問は本学の教職員が当たる。
- 第 28 条 各部は下記の書類を作成し、本部の指定した日時までに提出しなければならない。
- (1) 役員名簿
 - (2) 部員名簿
 - (3) 活動計画(4 月)および活動報告書(毎月末)
 - (4) 体育館使用願、グランド使用願、試合届、試合結果報告
 - (5) 本部が必要と認めた書類
- 第 29 条 本会は大学との協議により、特別な団体を置くことができる。

第6章 部昇格

- 第 30 条 部昇格を希望する同好会は、名称、目的、会員数、顧問名、および責任者名を、文書を持って本部に提出しなければならない。
- 第 31 条 本部は部昇格申請受理 1 ケ年の活動状況
- 第 32 条 同好会は主将会議の決議により部となる。

第7章 休部

- 第 33 条 本会から休部を望む団体は、会長に願書を提出し、会長の承認及び主将会議の承認を得なければならない。
- 第 34 条 休部の最長期間は 2 年とし、その期間内に第 5 章に示した規約を満たすよう部を再建しなければならない。しかし、理由の如何によっては主将会議の決議により期間延長を認める場合もある。

第8章 賞罰

- 第 35 条 本会の発展に寄与するところで大功績顕著な団体及び個人を、会長は主将会議の決議により、これを表彰することができる。
- 第 36 条 規約違反、その他本会の本旨に違反した部または正会員があった場合は、本会はこれを審議し、主将会議の決議により、次の罰則を適用する。
- (1) 本会除名
 - (2) 同好会への格下げ
 - (3) 活動停止
 - (4) その他

第9章 会計

- 第 37 条 本会の運営費は次の収入によって運営される。
- (1) 学生団体連合会からの援助金
 - (2) 寄付金
 - (3) その他
- 第 38 条 各部は年度末に会計報告を本部に提出しなければならない。
- 第 39 条 会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 ケ年とする。

第10章 会則の改廃

- 第 40 条 本会会則の改廃については、主将会議の決議を経て学生部長の承認を得るものとする。
- 付則:この会則は平成 20 年 12 月 11 日をもって改訂され、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

第1章 総則

- 第1条 本会は、東京都市大学同好会連合と称し、本部を東京都市大学（東京都世田谷区玉堤 1-28-1）内に置く。
- 第2条 本会は、加盟団体相互の理解と協調に基づき、会員の同好会活動の充実、発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会に関する一切の事柄は、すべて本会則の定めるところによる。
- 第4条 本会は、東京都市大学学生団体連合会に所属する。

第2章 組織

- 第5条 本会は、以下の加盟団体を置く。
- (1) 正加盟団体
 - (2) 準加盟団体
- 第6条 本会加盟団体における活動は、それぞれの団体の会則に基づいて行われ、その自治は尊重される。
- 第7条 本会は、以下の機関を置く。
- (1) 本部
 - (2) 代表者会議
 - (3) 会計委員会

第3章 本部

- 第8条 本部は、本会の執行機関であり、役員をもって構成する。
- 第9条 本部役員は、正加盟団体より推薦された者の中から代表者会議の互選により決定する。
- 第10条 本部は、会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、企画 2 名、広報 2 名、管理 1 名、総務 1 名を置く。原則として、副会長は世田谷キャンパス、横浜キャンパスより各 1 名選出する。
- 第11条 本部役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、予め会長の定めた順位によりその職務を代行する。
 - (3) その他広報、会計、管理、企画、総務の職務は、会長、副会長以外の本部役員が行う。
- 第12条 本部役員の任期は、2 月 1 日より翌年 1 月 31 日までの 1 ヶ年とする。
- 第13条 本部役員は、次のいずれかの号に該当する場合は辞任しなければならない。
- (1) 代表者会議において不信任が成立したとき
 - (2) 学生の身分を失った場合
 - (3) 懲罰を受けた場合
 - (4) 所属団体を失った場合
- 第14条 本部役員に欠員が生じた場合には、2 週間以内に後任を選出しなければならない。ただし、その任期は、前任者の残余期間とする。

第4章 代表者会議

- 第15条 代表者会議は、本部役員及び加盟団体の代表者をもって構成し、本会の最高決議機関とする。
- 2 本部役員は、必要に応じて、準加盟団体の代表者を代表者会議に出席させることができる。
- 第16条 代表者会議は、会長又は副会長が議長となり、主に次の事項を審議、決議する。
- (1) 本部役員の選出、解任決議
 - (2) 本部の予算及び決算の承認
 - (3) 本会会則の改正及び補正に関する事項
 - (4) その他本会の運営に必要な事項
- 第17条 代表者会議は、正加盟団体代表者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その決議は出席した正加盟団体代表者の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立する。

- 2 準加盟団体は、発言権のみを有し、議決権は有さない。

- 第18条 正加盟団体の代表者は、代表者会議の開催前に議長へ委任状を提出することにより、代理人を出席させることができる。
- 第19条 正加盟団体は、その代表者を通じ、議事を発議することができる。その場合は、予め書式をもってこれを議長に提出しなければならない。
- 第20条 代表者会議において否決された議案は、その日から 30 日間は再提案することはできない。ただし、議長が認めた場合は、この限りでない。
- 第21条 代表者会議は、次の場合に会長が召集する。
- (1) 本会の定例の会議
 - (2) 会長が必要と認めたとき
 - (3) 正会加盟団体の 3 分の 1 以上から要請があったとき
- 第22条 代表者会議の期日及び議案は、1 週間前までに告示しなければならない。
- 第23条 代表者会議に出席した代表者は、議事内容及び決定事項を各自の同好会会員に伝える義務を負う。

第5章 会計

- 第24条 本会の運営費は、次の収入によって運営する。
- (1) 学生団体連合会からの援助金
 - (2) 各種事業収益
 - (3) 寄付金
 - (4) その他
- 第25条 各加盟団体への予算配分は、本部役員の審議において行う。
- 第26条 各加盟団体は、毎年、年度に会計報告を本部に提出し、年 1 回会計監査を受けなければならない。
- 第27条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 ヶ年とする。

第6章 加盟団体

- 第28条 正加盟団体とは、本会会長及び代表者会議において認められた団体をいう。
- 2 準加盟団体は、代表者会議にて必要と認められた場合、予算配分を受けることができ、これを正当な活動のために執行する義務を有する。
- 第29条 正加盟団体は、文化団体連合会及び体育会への昇格審査を受ける権利を有する。なお、文化団体連合会及び体育会が昇格審査を受ける要件を定めている場合には、それに従うものとする。
- 第30条 本会への加盟を希望する団体は、会長に加盟願書を提出し、代表者会議の承認を得ることによって同好会連合で定めた期日より準加盟団体になることができ、準加盟期間は 1 ヶ年間とし、準加盟期間と責務をまっとうし次第、本会会長及び代表者会議の承認を得ることにより正加盟することができる。
- 第31条 本会への準加盟を希望する団体は、下記の条件を満たしていなければならない。
- (1) 大学に課外活動団体として公認されていること。
 - (2) 同好会連合で定めた期日までに加盟願書を提出すること。
- 第32条 本部は、本会への加盟を希望する団体の活動内容に関する資料を、代表者会議に提出しなければならない。
- 第33条 加盟を希望する団体は下記の役員を置かなければならない。
- (1) 顧問
 - (2) 会長
 - (3) 副会長
 - (4) 会計
- 第34条 本部は、加盟団体が会則違反、その他本会の趣旨に反したときに、本部はこれを審議し、代表者会議の決議により、降格、除名及びその他の罰則を適用する。

- 第35条 除名処分を受けた団体は、処分を受けた次の年度から 2 年間、本会に加盟することはできない。ただし、処分期間の途中で本会会長及び代表者会議が加盟復帰を認めた場合、この限りではない。

第7章 倉庫

- 第36条 倉庫の利用可能日時、利用に際しての遵守事項、鍵の管理及び受け渡し方法については、学内諸規則の定めに準ずる。
- 第37条 同好会連合管理は不定期に倉庫の使用点検を行い、不正があった場合は倉庫使用の団体に改善を促すほか、同好会連合に報告の義務を生ずる。
- 第38条 団体の責任者は、倉庫に損傷を来したときはその都度、始末書を本部に提出し、それを受け団体の責任者は学生部長宛に報告書を提出する。

第8章 会則

- 第39条 本会則の改廃は、代表者会議の決議を経て、学生部長の承認を得るものとする。

付則（令和 6 年 3 月 31 日）

本会則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

東京都市大学 学科研究会連合規約

2009 年 4 月 1 日制定
2012 年 11 月 26 日最終改正

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 組織

第 1 節 組織形態(第 4 条—第 7 条)

第 2 節 本部(第 8 条—第 18 条)

第 3 節 代表者会議(第 19 条—第 27 条)

第 4 節 加盟団体(第 28 条—第 29 条)

第 3 章 罰則(第 30 条—第 31 条)

附則

第 1 章 総 則

第 1 条 本連合は、「東京都市大学 学科研究会連合」と称する。

第 2 条 本連合は、加盟する団体相互の理解と強調に基づく連携意識の強化により、各団体の発展向上を図るものとする。

第 3 条 本連合は本部を東京都市大学 世田谷キャンパス内に置く。

第 2 章 組 織

第 1 節 組織形態

第 4 条 本連合は、本部によって加盟を承認された学生団体(以下「加盟団体」という)によって構成される。

第 5 条 東京都市大学の学生で、加盟団体を構成する会員を本連合の正会員とする。

第 6 条 本連合は一名以上の顧問を置き、その顧問は東京都市大学の教職員でなければならない。

第 7 条 本連合は以下の機関を置く。

- 1 本部
- 2 代表者会議

第 2 節 本部

第 8 条 本部は本連合の執行機関とする。

第 9 条 本部は、本部長、副本部長、会計を含める 3 名以上の本部役員をもって構成する。

第 10 条 本部役員は本連合の正会員でなければならない。

第 11 条 本部役員は以下の場合、その職を即日辞さなければならない。

- 1 本学学生の身分を失った場合
- 2 本連合の正会員の身分を失った場合

第 12 条 本部長は本連合の最高責任者であり、本連合を代表し統括する。

第 13 条 副本部長は本部長を補佐し、本部長がその職務を遂行するのが困難になった場合に、その職務を代行する。

第 14 条 本部長が辞任した場合や罷免された場合、世田谷キャンパス所属の加盟団体の副本部長がその職務を代行する。

第 15 条 役員の任期は毎年 2 月 1 日から翌年 1 月末日までとする。但し、この期間の途中に役員となった場合は、就任日から 1 年以内に迎える 1 月末日までを任期とする。

第 16 条 当連合の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

第 17 条 本部長は必要に応じて、本部役員を選任、罷免することができる。

第 18 条 本部は必要に応じて、分室を各キャンパスに置くことができる。

第 3 節 代表者会議

第 19 条 代表者会議は本連合の最高議決機関であり、重要事項などを審議し決定する。

第 20 条 代表者会議は、本部役員を含む、各加盟団体につき 1 名の代表者で構成する。但し、本連合の正会員でなければならない。

第 21 条 代表者会議は、委任状を含む、加盟団体の過半数の出席をもって成立する。

第 22 条 代表者会議の議決権は、各加盟団体につき 1 票とし、すべての議案は全議決権の過半数の賛成で可決とされる。

第 23 条 代表者会議の議長は、本部長とする。

第 24 条 各団体の代表者が代表者会議を欠席する場合、委任状又は議決権行使書を予め本部に提出することで議決権を行使することができる。但し、議決権は本連合の正会員以外へ委任することはできない。

第 25 条 代表者会議は、次の場合に本部長が速やかに招集する。

- 1 本部長が必要だと認めた場合
- 2 2 名以上の本部役員からの要請があった場合
- 3 加盟団体の 3 分の 1 以上からの要請があった場合

第 26 条 第 24 条の招集事由に該当するにもかかわらず、本部長が招集事由を満たした日から起算して 30 日以上代表者会議を開催しない場合は副本部長が招集し、その代表者会議の議長を務めることができる。

第 27 条 次の事案は代表者会議によって審議され、議決される。

- 1 加盟団体及び正会員の賞罰に関する事案
- 2 本規約の改正に関する事案
- 3 本連合への加盟に関する事案
- 4 本部長の選任および罷免
- 5 顧問の選任および罷免
- 6 その他本部が必要と認めた事案

第 4 節 加盟団体

第 28 条 加盟団体は代表者会議及び本部の決定や指示に従い、法令や規律を守って活動する責務を負う。

第 29 条 加盟団体は以下の事案について、それが決定又は生じた日から起算して 15 日以内に速やかに本部へ届け出なければならない。

- 1 団体規約の改正
- 2 顧問及び役員の人事異動
- 3 本連合からの脱退
- 4 団体の活動休止及び解散
- 5 法令や規約等に抵触すると疑われる行為の発覚
- 6 活動中の事故
- 7 債務超過状態

第 3 章 罰 則

第 30 条 加盟団体及び正会員が、法令や本規約等に抵触する行為を行った場合、本部は以下の処分を行うことができる。

- 1 活動停止処分
- 2 会員資格停止処分
- 3 加盟団体資格停止処分
- 4 加盟団体資格取消処分
- 5 当該年度又は次年度の活動助成金の減額
- 6 厳重注意処分

第 31 条 第 30 条の処分を受けたものが、処分を不服とした場合は代表者会議での審議を申し立てることができる。代表者会議は申し立て日から起算して 30 日以内に、処分内容を審議して議決しなければならない。

附則

第 1 条

この規約は 2009 年 4 月 1 日から施行する。

附則(2009 年 6 月 15 日)

第 1 条

この規約は 2009 年 6 月 15 日から施行する。

附則(2011 年 1 月 17 日)

第 1 条

この規約は 2011 年 1 月 17 日から施行する。

附則(2011 年 3 月 1 日)

第 1 条

この規約は 2011 年 3 月 1 日から施行する。

附則(2012 年 1 月 11 日)

第 1 条

この規約は 2012 年 2 月 1 日から施行する。

第 2 条

この規約の施行前の行為及び事案に対する罰則等の適用については、なお従前の例による。

附則(2012 年 11 月 26 日)

第 1 条

この規約は 11 月 27 日から施行する。

東京都市大学 体育施設使用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京都市大学(以下「本学」という。)の体育館、グラウンド、テニスコート、フットサルコート及びブレーコート等の体育施設(以下「体育施設」という。)を本学学生及び教職員が円滑かつ効率的に使用するために定めるものとする。

(使用順位)

第 2 条 体育施設の使用は、次の各号に掲げる区分順位によるものとする。

- (1) 本学が主催する式典及び集会
- (2) 本学の正課体育
- (3) 本学の学生及び教職員の課外体育活動
- (4) 本学学生の行う対外試合等の課外体育活動
- (5) 当該学部長又は研究科長が許可した集会等
- (6) 学生部長が許可した集会等

(使用手続)

第 3 条 前条第 3 号から第 6 号の体育施設の使用は、課外活動団体は別に定める手続を経なければならない。課外活動団体以外の団体は事務局学生支援担当部署に申請し、許可を得なければならない。

(使用中止)

第 4 条 体育施設の使用は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。

- (1) 大学の秩序を乱す恐れがあるとき。
- (2) 施設、設備等を破損したとき又その恐れがあるとき。
- (3) 許可を受けた目的以外の使用又はその恐れがあるとき。
- (4) 管理運営上、支障があると認められるとき。
- (5) 遵守事項に反するとき。
- (6) その他当該学部長又は研究科長あるいは学生部長が不適当と認めるとき。

(使用時間)

第 5 条 体育施設の使用時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 使用時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 課外体育活動の使用時間は、別に定める。
- (3) 当該学部長又は研究科長あるいは学生部長が、やむを得ない理由があると認めるときは、使用時間を変更することがある。
- 2 学生が前項第 1 号及び第 2 号に定める使用時間の延長を希望するときは、あらかじめ事務局学生支援担当部署に届け出て、学生部長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第 6 条 体育施設の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 体育施設の備品及び用具は、持出し、又は移動をしない。
- (2) 体育施設の設備、備品及び用具等を破損した場合は、直ちに当該キャンパスの体育事務室または事務局学生支援担当部署に届け出て、その指示に従う。
- (3) 体育施設の使用後は、器具の後片付け及び清掃を行う。
- (4) 体育施設での喫煙及び飲食は、定められた場所以外では禁止する。
- (5) その他、別に定める各体育施設の利用規程を遵守する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、学生部長の具申に基づき学長が行う。

付則(平成 30 年 3 月 12 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

東京都市大学 学生団体結成規程

平成 30 年 3 月 12 日 制定
令和 5 年 1 月 11 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、東京都市大学(以下、「本学」という。))における公認の学生団体(以下、「公認団体」という。))の結成、休部、再開、解散及び廃部について必要な事項を定めることを目的とする。

(結成の許可)

第 2 条 学生が本学において団体を結成し、公認団体として活動することを希望する場合には、学生部委員会の議を経て、学長の許可を受けるものとする。

(結成の条件)

第 3 条 公認団体を結成するためには、以下の各号の全てを満たす必要がある。

- (1) 課外活動を目的とする。
 - (2) 顧問として本学の専任教職員を置く。
 - (3) 本学の学生のみで構成する。
 - (4) 複数学科・学年にまたがる 10 名以上の学生で構成する。
 - (5) 6 か月以上かつ月 2 日以上の活動実績がある。なお、活動実績の起算日は、原則大学に活動開始を申し出た日とする。
- 2 前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の全てを満たし、特に今後の活躍が期待される団体と学生部長が認める場合には、公認団体を結成するための条件を満たしたものと取り扱う場合がある。
- 3 活動内容が以下の各号のいずれかに該当する場合には、公認団体として結成することを許可しない。
- (1) 公認団体としてふさわしくないとと思われる活動を目的とする場合。
 - (2) 政治・宗教活動を目的とする場合。
 - (3) 既存の公認団体と目的及び活動内容が著しく重複する場合。

(結成の届出)

第 4 条 公認団体を結成する場合には、前条第 1 項若しくは第 2 項を満たした上で、本学が定める書類を大学に提出しなければならない。

2 結成の届出に必要な書類は、別に定める。

(休部の許可)

第 5 条 団体の事由により、学生が本学の公認団体を休部することを希望する場合には、学生部委員会の議を経て、学長の許可を受けるものとする。

(休部の届出)

第 6 条 公認団体を休部する場合には、本学が定める書類を大学に提出しなければならない。

2 休部の届出に必要な書類は、別に定める。

(休部の期間)

第 7 条 休部が許可された団体は、決裁日から原則 2 年間、休部団体として取り扱う。

2 特段の事情により、休部年限を延長することが適当であると学生部長が認める場合には、学生部委員会の議を経て、休部年限を延長する場合がある。

3 休部期間中に団体の解散を希望する場合には、第 12 条に従うこと。

(休部団体の資産)

第 8 条 休部団体の物品及び資金(以下、「資産」という。))の取り扱いは、別に定める。

(再開の許可)

第 9 条 学生が本学の休部団体を再開し、公認団体として活動することを希望する場合には、学生部委員会の議を経て、学長の許可を受けるものとする。

(再開の条件)

第 10 条 休部団体を再開するためには、第 3 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び以下の各号の全てを満たす必要がある。

- (1) 団体結成時の目的に沿う活動である。
- (2) 複数学科・学年にまたがる 5 名以上の学生で構成する。

2 前項に該当しない団体のうち、特に今後の活躍が期待される団体と学生部長が認める場合には、公認団体を再開するための条件を満たしたものと取り扱う場合がある。

(再開の届出)

第 11 条 学生が休部団体を再開する場合には、前条第 1 項若しくは第 2 項を満たした上で、本学が定める書類を大学に提出しなければならない。

2 再開の届出に必要な書類は、別に定める。

(解散の許可)

第 12 条 特段の事由により、学生が本学の公認団体を解散することを希望する場合には、学生部委員会の議を経て、学長の許可を受けるものとする。

(解散の届出)

第 13 条 公認団体を解散する場合には、本学が定める書類を大学に提出しなければならない。

2 休部の届出に必要な書類は、別に定める。

(休部団体の解散)

第 14 条 休部団体が、休部決裁日から 2 年間経過しても活動再開の見込みがない場合には、当該団体を解散団体として取り扱うものとする。

(解散団体の資産)

第 15 条 解散団体の資産の取り扱いには、別に定める。

(廃部の措置)

第 16 条 以下のいずれかに該当する場合には、学長は学生部委員会に諮り、当該団体を廃部することがある。

- (1) 本学の秩序を乱した場合。
- (2) 本学の名誉を著しく汚した場合。
- (3) 長期にわたって学生団体の活動実績・実態が把握できない場合

(廃部団体の資産)

第 17 条 廃部団体の資産の取り扱いには、別に定める。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、学生部委員会の議を経て学長が行うものとする。

付則(令和 5 年 1 月 11 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

東京都市大学学生団体 部室及び共同施設使用に関する内規

平成 5 年 1 月 8 日 制定
令和 6 年 3 月 5 日 改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この内規は、東京都市大学(以下、「本学」という。))の学生及び本学が公認する学生団体(以下、「公認団体」という。))が健全な課外活動を行うにあたって、各公認団体に割り当てられる部屋(以下、「部室」という。))及び共同の施設設備(以下、「共同施設」という。))を適正に使用・管理することを目的とする。

(部室及び共同設備の設置)

第 2 条 本学は、前条の目的達成のために、世田谷キャンパス 9 号館及び 18 号館並びに横浜キャンパス 4 号館及び 6 号館に公認団体の部室及び共同施設を設置する。

2 共同施設に該当する施設設備は、以下の各号の通りとする。

- (1) 世田谷キャンパス 9 号館 1 階 課外活動団体倉庫
- (2) 世田谷キャンパス 9 号館 3 階 会議室 兼 作業所、体育倉庫、倉庫 3、倉庫 4
- (3) 世田谷キャンパス 18 号館 1 階 共同倉庫
- (4) 世田谷キャンパス 18 号館 2 階 第 1 ～ 第 4 ミーティングルーム、共同倉庫、第一会議室 兼 音楽練習室(防音)
- (5) 世田谷キャンパス 18 号館 3 階 第二会議室 兼 音楽練習室(防音)
- (6) 世田谷キャンパス 18 号館 4 階 多目的ホール、共同倉庫
- (7) 横浜キャンパス 6 号館 1 階 部室 1、部室 2、部室 7
- (8) 横浜キャンパス 6 号館 2 階 部室 11 ～ 部室 14

第 2 章 部室及び共同施設の管理

(管理者)

第 3 条 本学は、部室及び共同施設の管理のために管理者を置く。

2 管理者は、学生部長とし、学生支援課は、これを補佐する。

3 18 号館には、これを管理するために本学が委任した管理人(以下、「18 号館管理人」という)を別に置く。

(任務)

第 4 条 管理者及び学生支援課(以下、「管理者等」という)は、部室及び共同施設を次の各号に基づき適正に管理および保全を行う。

- (1) 使用者に対して本内規の事項を遵守させること。
- (2) 常に使用状態を管理し、部室及び共同施設の整備を心掛けること。
- (3) 異常が発生した場合には、遅滞なく必要な措置をとり、かつ再発の防止をはかること。
- (4) 18 号館管理人への指導及び助言を行うこと。

(定期点検)

第 5 条 管理者等及び 18 号館管理人は、年 1 回は部室及び共同施設の使用状態の点検を行う。

(緊急立ち入り)

第 6 条 管理者等及び 18 号館管理人は、部室及び共同施設に異常が認められる場合又はその疑いがある場合には、部室及び共同施設に緊急に立ち入り、点検その他必要な処置を行う。

第3章 部室の使用

(使用資格)

第7条 部室を使用できる団体は、原則、公認団体とする。

- 2 今後の活躍が期待されると学生部長が認める非公認の学生団体が部室の使用を希望する場合には、これを認める場合がある。

(使用の手続き)

第8条 公認団体が部室の使用を希望する場合には、本学が定める書類を大学に提出しなければならない。

- 2 部室使用の手続きの詳細は、別に定める。

(使用期間)

第9条 部室の使用期間は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1ヶ年とする。

- 2 期間途中から使用を開始した場合の終期は、直近の4月30日までとする。

(使用期間の更新)

第10条 部室の使用期間の更新を希望する場合には、改めて第8条に定める手続きをとるものとする。

- 2 使用期間の更新にあたり、使用を許可する部室を変更する場合がある。

(使用の許可)

第11条 部室の使用及び使用期間の更新の許可は、管理者等が行う。

(使用許可の取り消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、部室の使用許可を取り消す。

- (1) 団体が解散又は消滅した場合
- (2) 団体構成員が存在しなくなった場合
- (3) 顧問を欠いて、なお後任が定まらない場合
- (4) 学生責任者(代表者)を欠いて、なお後任が定まらない場合
- (5) 本内規、その他学内諸規定及び使用許可の条件に違反した場合
- (6) 部室等を破損し、復元又は弁償に応じない場合
- (7) 大学が当該建物又は部室を他に使用する必要が生じた場合
- (8) 暴力行為若しくは公序良俗に反する行為又はその他部室の使用が適当でないと認められる行為があった場合

第4章 共同施設の使用

(使用資格)

第13条 共同施設を使用できる団体は、原則、大学が公認する学生団体とする。

- 2 今後の活躍が期待されると学生部長が認める非公認の学生団体が共同施設の使用を希望する場合には、これを認める場合がある。

(使用の手続き)

第14条 公認団体が共同施設の使用を希望する場合には、本学が定める書類を大学に提出しなければならない。

- 2 共同施設使用の手続きの詳細は、別に定める。

第5章 部室及び共同施設の使用にあたって

(使用責任者)

第15条 使用責任者は、部室及び共同施設の使用団体の学生責任者とする。

(使用責任者の責務)

第16条 使用責任者は、部室及び共同施設の使用にあたっては第18条の各号並びに管理者等及び18号館管理人の指示を遵守するよう使用者に周知徹底をはかるとともに使用上の一切の責任を負う。

(使用日時)

第17条 部室及び共同施設を使用できる日時は原則、課外活動における学内使用可能日時に準ずる。

- 2 特別の理由により、前項に定めた時間外にて部室及び共同施設の使用を必要とする場合には、本学が定める書類を大学に提出しなければならない。
- 3 前項の申請に必要な書類は、別に定める。

(遵守事項)

第18条 使用者は、部室及び共同施設の使用に際して、次の各号を遵守する。

- (1) 目的以外に使用しないこと。
- (2) 宿泊しないこと。
- (3) 学外者を無断で立ち入らせないこと。
- (4) 飲酒しないこと。
- (5) 清潔に身掛け、常に整理整頓、清掃をすること。
- (6) 騒音・臭気・振動等で他に迷惑となる行為はしないこと。
- (7) 屋上やバルコニーへの無断立ち入りはしないこと。
- (8) 各団体の活動は、定められた場所で行うこと。
- (9) 建物内及び部室では火器を使用しないこと。
- (10) 近隣住民からの苦情に対しては、直ちにその原因を取り除き、活動等が継続不可能となった場合は、中止をすること。
- (11) 大学の許可を受けていない機械器具、重量物、その他防火防犯及び建物の維持上、不適当なものは部室に持ち込まないこと。
- (12) 自動車やオートバイでの乗り入れはしないこと。
- (13) 使用後は、後始末、火の元の点検及び戸締まりを確実にすること。
- (14) 電気配線に変更を加え、あるいは増設しないこと。
- (15) 本内規やその他の学内諸規定、許可条件及び告示等に違反しないこと。

(鍵の保管場所)

第19条 世田谷キャンパス9号館の部室及び共同施設の鍵の保管場所は、正門守衛所とする。

- 2 世田谷キャンパス18号館の部室及び共同施設の鍵の保管場所は、18号館管理人室とする。
- 3 横浜キャンパス4号館並びに6号館の部室及び共同施設の鍵の保管場所は、1号館警備員室とする。

(鍵の管理及び受渡し)

第20条 部室及び共同施設を使用する場合には、前条の定める保管場所において所定の手続きをした上で、鍵を受け取り、鍵は使用者が責任を持って管理する。

- 2 部室及び共同施設の使用中に外出する場合には、施錠の上、その間は前条の定める保管場所に鍵を返却すること。
- 3 部室及び共同施設の使用後は、火気その他に異常がないことを確認の上施錠し、前条の定める保管場所において所定の手続きの上、鍵を返却すること。

(鍵の複製及び不正使用)

第21条 鍵の複製又は不正使用は、禁止する。

- 2 鍵の複製又は不正使用が発覚した場合には、部室及び共同施設の使用を停止する。

(機械器具の使用)

第22条 部室及び共同施設において、通常は日常的に使用しない機械器具の使用を希望する場合には、予めその名称、規格、容量及び数量等を管理者等に申請し許可を受けるものとする。

(保全及び点検)

第23条 部室の使用責任者は、年1回保全状況を点検して、管理者等に報告を行う。

- 2 部室及び共同施設に損傷をきたした場合には、そのつど報告書等を管理者に提出する。

(復元又は弁償)

第24条 使用者が部室、共同施設及び設備等を滅失、損傷又は汚損した場合には、速やかに原状に復するものとする。

- 2 管理者が修繕等を必要と判断した場合には、本学の定めるところにより損害額を弁償しなければならない。
- 3 他の部室、共同施設及び設備等に損害を与えた場合には、前項を適用するものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を減免する場合がある。
 - (1) 天災による場合
 - (2) 使用者のいずれにも責任を帰すことができない不可抗力による場合
 - (3) 明らかに部外者の行為によると認められる場合

(内規の改廃)

第25条 この内規の改廃は、学生部委員会の議を経て学生部長が行うものとする。

付則: 本内規は、令和6年4月1日から施行する。

東京都市大学 学生団体結成に関する申合せ

本申合せは、東京都市大学 学生団体結成規程第4条、第6条、第8条、第11条、第13条、第15条及び第17条に基づき、本学公認の学生団体(以下、「公認団体」という。)の結成、休部、再開、解散及び廃部を取り扱う際に適用する。

(結成の届出)

第1条 公認団体を結成する場合には、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 団体結成許可願
- (2) 団体部員名簿
- (3) 団体会則
- (4) 活動計画書
- (5) 活動実績を証明する資料

(休部の届出)

第2条 公認団体を休部する場合には、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 団体休部許可願
- (2) 未報告年度の会計報告

(休部団体の資産)

第3条 休部団体の資産の取り扱いについては、以下の各号に従うものとする。

- (1) 物品は、上部団体が管理し、上部団体の倉庫等にて一時保管する。
- (2) 資金は、大学及び後援会からの援助金の場合には、上部団体の公金口座に送金する。なお、休部団体が再開した場合、同額を再開した団体の銀行口座に返金する。
- (3) 資金は、(2)に該当しない場合には、適当な団体及び人物に返金する。

(再開の届出)

第4条 休部団体を再開する場合には、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 団体再開許可願

(2) 団体部員名簿

(3) 団体会則

(4) 活動計画書

(解散の届出)

第 5 条 公認団体を解散する場合には、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 団体解散許可願

(2) 未報告年度の会計報告

(解散団体の資産)

第 6 条 解散団体の資産の取り扱いについては、以下の各号に従うものとする。

(1) 物品は、上部団体が廃棄する。

(2) 資金は、大学及び後援会からの援助金の場合には、本学の定める銀行口座に送金する。

(3) (2)に該当しない場合には、適当な団体及び人物に返金する。

(廃部団体の資産)

第 7 条 廃部団体の資産の取り扱いについては、学生部に一任する。

(改廃)

第 8 条 この申合せの改廃は、課外活動分科会の議を経て学生部長が行う。

付則(令和 4 年 10 月 19 日)

この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。